

都民安全総合対策本部 都民の声窓口寄せられた都民の声（令和7年5月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	8	1	0	0	17	0	26

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と対応事例（令和 7 年 5 月分）

▶ （都民の声）

マンションの組合で住民用のシェアサイクルの導入を予定している。

都条例では保険の加入が義務付けられているが、マンション組合が保険に加入する必要はあるか。

（対応）

このたびは、自転車保険の加入について、お問い合わせいただきありがとうございます。
ございます。

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和 2 年 4 月 1 日施行）」（https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/seikatubunka/2019_jyourei）では、自転車貸付事業者に対人賠償事故に備える保険への加入を義務付けております。この条例において「自転車貸付事業」とは、有償・無償に関係なく、反復継続して利用者に自転車を貸し付けている事業となります。

そのため、住民用のシェアサイクルを導入するマンション組合も「自転車貸付事業者」に該当するため、自転車を住民に貸し付ける際は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入する義務があります。保険内容の詳細等につきましては、各保険会社にお問い合わせください。

今後とも自転車の安全で適正な利用の促進に取り組んで参りますので、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。